

## 災害時における水道コンサルタントの情報提供に関する協定

公益社団法人日本水道協会（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の正会員が管理する水道施設が被災した場合における、乙の正会員の情報提供に関して、次のとおり協定を締結し、協力体制を構築する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害により甲の正会員が管理する水道施設が被災し、その復旧に当たり乙の正会員へ業務を依頼する場合に、施設の早期復旧と円滑な災害査定の実施等を図るため、乙の正会員に係る情報提供の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （情報提供の要請）

第2条 災害が発生した場合、甲は被災した正会員の求めに応じ、乙に対して災害復旧に係るコンサルタント業務の実施が可能な正会員の情報提供を要請するものとする。

ただし、甲の地方支部長が被災状況等から必要と認めたときは、地方支部長から乙の支部長に情報提供の要請を行うことができる。

### （要請の方法）

第3条 甲が乙に対し前条の要請を行う場合は、別に定める様式により、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭によりこれを行うことができるものとし、後日遅延なく文書を甲から乙に提出する。

### （情報提供）

第4条 乙は、第2条の要請を受けた場合、別に定める様式により、速やかに災害復旧に係るコンサルタント業務の実施が可能な正会員を甲へ通知するとともに、甲はその内容を甲の正会員に伝える。

### （連絡調整に伴う費用負担）

第5条 前二条による連絡調整に伴い通信等の費用が発生した場合、それぞれ当事者にて負担するものとする。

(業務の依頼)

- 第6条 甲の正会員は、第4条により情報提供のあった乙の正会員の中から業務を実施する正会員を選定し、直接その者に業務を依頼するものとする。
- 2 前項の業務は、原則として、被害状況調査、応急仮設工事及び本工事に関する調査設計、災害査定資料の作成その他の災害復旧に係るコンサルタント業務とする。
- 3 業務の実施に当たっては、甲の正会員と乙の正会員において契約を締結するものとする。
- 4 前各項については、甲の正会員と乙の正会員の間で調整することとし、甲と乙はこれに関与しないものとする。

(業務に係る費用の負担)

- 第7条 前条により実施した業務の費用については、甲の正会員が負担するものとする。

(連絡担当部課等)

- 第8条 甲と乙は、あらかじめ連絡担当部課及び連絡担当者を定め、相互に交換しておくものとする。

(協定の効力)

- 第9条 この協定は、締結日から効力を有するものとし、甲又は乙から協定終了の意思表示が無い限り、その効力を継続するものとする。
- 2 この協定は、甲の正会員又は支部・地区協議会と乙の正会員又は支部が締結する協定の効力を妨げるものではない。

(その他)

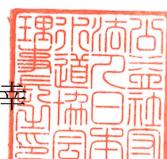
- 第10条 この協定に定めのない事項又は内容への疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 公益社団法人日本水道協会

理事長 青木秀幸



乙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

会長 間山一典

